

長野市消費者被害防止見守りネットワーク情報

**要注意！「お得にお試しだけ」のつもりが！
テレビショッピングなどを見て、電話で注文
したら、意図せず「定期購入に」！？**

通信販売での「定期購入」に関する相談が全国の消費生活センター等に
引き続き多く寄せられています

<事例>

テレビショッピングを見て、商品を注文したら、サプリメントを勧められ、
サンプルだけと思っていたら、実際は「定期購入」になっていた。

【トラブルに遭わないためのポイント】

- ・注文時に販売業者から、別の商品や複数月分を勧められても、意思
がなければキッパリと断りましょう
- ・興味を持った場合でも、すぐに注文せず、「定期購入」になってい
ないか、総額はいくらかなどをよく確認し、慎重に検討しましょう
- ・「通信販売」は、クーリング・オフがありません。注文後は、消費
者の都合だけで一方的に解約はできません

※困ったときは、消費生活センターに相談しましょう

- ◆ 近所の高齢者の方に「声かけ」「見守り」を日頃から行い、消費者被害の未然防止
と、被害に気づいていない人には、気づかせる機会を設けてください。

「自分は、大丈夫」と思っているあなた、・・・騙されやすいタイプです。

～ 不安を感じたら迷わず電話 ～

- ◆ 長野市消費生活センター 224-5777
(消費者ホットライン 188)

【発行元】

長野市地域・市民生活部 市民窓口課
消費生活センター
〒380-0835
長野市大字南長野新田町 1485-1
長野市もんぜんぷら座 4 階
電話 026-224-5777
FAX 026-223-1818